

いじめを許さないまち八王子条例第12条第4項に基づく調査結果について

1 報告趣旨

いじめを許さないまち八王子条例第12条第4項に基づき、八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会に調査部会を設置し、平成30年（2018年）11月28日より調査を進めてきた。

調査結果がまとめ、令和元年（2019年）8月30日に公表した調査報告書の内容について報告する。

2 調査結果について

令和元年（2019年）8月30日に公表された調査報告書の主な内容は、以下のとおりである。（調査報告書の該当箇所は別紙のとおり。）

(1) いじめの有無

以下の行為について、「いじめ」と認定された。

ア 平成29年（2017年）7月下旬頃に行われたBさんからAさんに対するメッセージの送信

イ 平成29年（2017年）10月7日から8日にかけて行われた同学年部員からAさんに対するメッセージの送信

(2) いじめと不登校との関係について

「いじめ」が不登校重大事態の契機となっており、両者の間には、直接的な関連性があるとしている。

(3) いじめと自殺との関係について

「いじめ」と自殺の間には、直接的な関連性は認められないものと判断している。

3 本件経緯の中での課題・問題点について

(1) 初期対応での問題点

ア 学校と保護者との信頼関係の不成立

イ 生徒指導上の問題点

(2) 「いじめ」及び重大事態の理解に関する問題点

(3) 学校における組織的対応の不十分さ

(4) SNS教育の課題

(5) いじめ指導と不登校支援

(6) 部活動やクラスにおける生徒集団の対人的つながりの問題

(7) Aさんの希死念慮

(8) 相談機関の未活用

4 再発防止のための提言について

(1) 隠れた重大事態の洗い出し

(2) 不登校重大事態への対処（柔軟かつ機動的な第三者調査）

(3) いじめ抑止に向けた取り組みの強化

(4) SOSの受信力・発信力の向上

(5) マルチチャンネルによる「つながり」形成と組織的対応の強化

(6) SNS教育

(7) 生と死の教育

(8) 「いのちを考える日」の制定

調査報告書より該当箇所を抜粋

(1) ア

第3章 本件の検証

第1節 いじめ防止対策推進法上のいじめについて

2 Bさんについて (P 4 3 記載)

(1) 平成29年7月下旬ころ、練習を休みがちなAさんがSNS上で家族旅行について触れたところ、Bさんはラインのステータスメッセージに「自慢ですか」または「自慢かよ」と書いた。これを契機に、AさんとBさんとの間で、非難の応酬があった(7月下旬の出来事)。そのやりとりにおけるBさんからAさんへのメッセージの発信は、Aさんに心理的苦痛を感じさせるものであったと推認され、法のいう「いじめ」に該当する。

なお、法のいう「いじめ」概念の広範性に留意しつつ、公平の見地から付言すると、このやりとりにおけるAさんからBさんへのメッセージの発信も、Bさんに心理的苦痛を感じさせるものであれば、法のいう「いじめ」に該当することになる(Aさんは入部したばかりの1年生であり、Bさんは最上級生の3年生である。法のいう広範な「いじめ」概念を前提とすると、このような立場の違いは「いじめ」を否定する要素にはならないものの、「いじめ」の影響を評価する際には、考慮すべき要素である。)

(1) イ

第3章 本件の検証

第1節 いじめ防止対策推進法上のいじめについて

3 その他の甲中学校陸上部員について (P 4 5 記載)

(2) その中で特定できるものとして、同学年の部員による「足が痛くても来られるでしょ」との趣旨のステータスメッセージの発信がある。これは、平成29年10月7日から8日にかけての学校対抗大会に、前日は参加すると言っていたAさんが来ず、部員らからのSNSでの問い合わせに、「足が痛くなった」とAさんが答えたのに対して、発せられたものである。

このメッセージの発信は、Aさんに心理的苦痛を感じさせるものであり、法のいう「いじめ」に該当する。

なお、メッセージの内容そのものは、状況に即したものと評価されるが、法における広範ないじめ概念は、受け手の心理的苦痛に着目して「いじめ」を定義しており、状況との対応関係は「いじめ」を否定する要素とはならない。

なお、この生徒は、その後手紙を通してAさんに真摯な謝罪をし、友人関係を回復させている点を付言する。

(2)

第3章 本件の検証

第3節 いじめと不登校・自殺との関係

1 いじめと不登校の関係 (P 4 7 記載)

Aさんの置き手紙(遺書)には、「ずっと言っていなかったからここでいうけど、中1の時、学校に行かなくなったのは部活が理由です」とある。

甲中学校での平成29年度1学期において、Aさんは、陸上部で充実した日々を送り、欠席は1日の病欠のみであった。しかし、法でいういじめに該当する行為を含む陸上部での一連の出来事を経て、Aさんは学校での居場所を失い、不登校となり、それが長期化した。

「いじめ」が不登校重大事態の契機となっており、両者の間には、直接的な関連性がある。

(3)

第3章 本件の検証

第3節 いじめと不登校・自殺との関係

2 いじめと自殺の関係（P 48 記載）

一方、当部会は、「いじめ」と自殺の間には、「いじめ」と不登校の間にみられるような直接的な関連性は認められないものと判断した。

その理由は、「いじめ」に該当する行為と、Aさんの自殺との間に相当の期間が経過しており、その間に、不登校の長期化、転校、転校後の不登校、進路の課題への直面等、さまざまな要素が介在している点である。

いじめ当時Aさんが負った心理的苦痛の程度は、軽視できないものではあるものの、直ちにAさんを自殺に追い詰めるものではなかった。それから数ヶ月あるいは1年以上を経た平成30年8月28日に、その苦痛自体が、いじめ当時よりも大きな比重でAさんの心を占め、自殺に駆り立てたとは考えにくい（仮に転校後もいじめが続いていたのであれば、別途の検討が必要であるが、前述のとおり、本件では、転校後のいじめは認められなかった。）。

Aさんの置き手紙（遺書）も、甲中学校陸上部での出来事を、「中1の時、学校にいけなくなった」理由としているが、自殺をする直接の理由とは表現していない。部活動での出来事後、「不登校をして、私もだんだんどうして学校にいけなくなったのかいきたくないのかも分からな」い状態や、「転校することになって、行ったけど人見知りで、ぜんぜんうまくいかない」状態を経て、「この先のことをかんがえると、ものすごくあせるし、ちゃんとしなきゃって思うけど、思ってるだけでなにもできない」状態となり、「毎日『早く死にたい』って思」う心境に達したと、自らの心のうちを表現しているのである。

Aさんが自殺するにいたる心理については、「いじめ」以後の経緯をも含めて考察する必要がある。これについて、節を改めて述べることとする。